

障害福祉サービス事業者等集団指導 Q & A集

< Q 1 > やむを得ず身体拘束等を行う必要がある場合、毎回、実施日時、検討会議、観察等の記録が必要なのか？

< A 1 > やむを得ず身体拘束等を行う場合の記録については、厚生労働省の「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き(令和4年4月)」の40ページで、以下のとおり示されています。

「記録については、平成31年3月29日付厚生労働省社会・援護局障害福祉部障害福祉課事務連絡「障害福祉サービス等報酬に係るQ & A」問1において、「ケア記録等への記載については、必ずしも身体拘束を行う間の常時の記録を求めているわけではなく、個別支援計画に記載がない緊急やむを得ず身体拘束を行った場合には、その状況や対応に関する記載が重要である」と明記されています。従って、医師の意見書・診断書を踏まえ目的に応じて取り扱われており、個別支援計画等への記載があれば、逐次のケア記録等への時間等の記載を求めているわけではありません。」

その他詳細は、上記手引きの40ページにてご確認ください。

< Q 2 > 業務継続計画(BCP)について、複数のサービス(例えば、居宅介護、重度訪問介護および相談支援)を一緒にまとめて策定してもよいのか？

< A 2 > 業務継続計画(BCP)は、災害発生時において、サービス提供を継続的にするため、また早期の業務再開を図るための計画となりますので、それぞれのサービスの内容が網羅されているのであれば、一つにまとめることも可能です。必ずしも別々に策定しなければならないわけではありません。

なお、「感染症に係るの業務継続計画(BCP)」と「自然災害に係るの業務継続計画(BCP)」を、一体的に(一つにまとめて)策定することも可能です。いずれの場合も、運営法人や事業所の実情にあわせて、実効性のある業務継続計画(BCP)を策定することが重要です。

< Q 3 > 現任研修の受講期限について、令和2年度に現任研修を受講する予定であったが、コロナウィルス感染拡大の影響により令和3年に受講した場合は、次回は、令和8年度までに受講することになるのか？

< A 3 > 現任研修受講の起点となる年度は、初任者研修の修了年度です。現任研修を受講した年度から数えて5年度後までに受講すれば良いものではありません。また、コロナウィルス感染拡大に係る臨時的な取扱いにおいても、受講の起点となる年度が変わるわけではありません。

第1期の現任研修受講期間	初任者研修受講年度の1年度後～5年度後の間
第2期の現任研修受講期間	初任者研修受講年度の6年度後～10年度後の間

令和4年度 集団指導 相談支援系サービス「資料1」13ページに掲載の「(別紙)現任研修受講年度の考え方(早見表)」をご活用いただくと、より分かりやすいと思います。